

様式 1

研究報告書（平成 26 年度）

提出者 木村純

提出年月日 2015 年 3 月 31 日

**【本ユニットにおける研究テーマ】**

和文 世代間の公平性について

英文 On Intergenerational Equity

**【研究のねらいと目的】**（600 字程度）

現代社会において生じる諸問題の多くは、その影響範囲が空間的に広がるだけでなく、時間的にも拡大することが認識されている。そのため、及ぼす結果は甚大なものとして想定されるようになった。影響の及ぶ空間的／時間的な広がり、それぞれ水平的／垂直的拡張と仮に呼ぶならば、現代社会問題の解決のためには、その現場である社会を水平的範囲に限定するだけでなく、垂直的にも拡張したものとして理解しなければならない。世代間の公平性については、伝統的に政治思想や倫理学（とくに環境倫理）において議論が展開されてきたが、近縁では重要な政治課題としても取り上げられることが多くなっている。しかし、そこでの議論は未来の世代がいかにして倫理的配慮を受ける対象となりうるかが問題とされるか、あるいは、そのような正義の対象としての資格についての論議をすることなく、問題が論じられるだけである。また、時間にまたがる共同体構成員に対していかなる論理でもって、他の世代に配慮すべきであるのかが十分に問われているわけではない。本研究は、現代社会問題解決に伴って認識されはじめた新たな社会の時間的枠組みに関して、どのようなアプローチがありうるか、そのうえでどのような社会を構想する必要があるのかを探求するものである。

**【研究業績】** 学会報告・論文など

- (1) 学会報告「世代間倫理への権威論的接近」関西倫理学会第 67 回大会（2014 年 11 月 8-9 日）。
- (2) 論文「支配に内在する時間」『社会システム研究』18 号、京都大学大学院人間・環境学研究科社会システム研究刊行会、2015 年 3 月。

**【成果の概要】**（800字程度）

(1) の学会報告では、世代間倫理では、今はまだいない存在である未来世代を導出することで、つまり倫理的対象を確定させることによって、世代間の正義を可能にすると考えてきた。しかし、未来世代もまた、その正義の対象である限り、正義の調停を受け入れなければならない。そのために、法哲学者 J. ラズの権威論と哲学者 A. コジューヴが『権威の概念』で展開した「権威の時間性」論を手掛かりにして、世代間を調停する権威について考察した。

(2) の論文では、支配の形態において時間性を取り込むために、社会のうちにあわわれる権威が重要な役割を果たしていることを指摘した。M. ウェーバーの支配社会学において述べた「権威」概念を、丸山眞男の議論を参照することによって修正し、権威が時間性を含むものであることを示した。また、あらゆる社会の形態において時間性を閉じ込めた権威を見出すことの可能性について言及した。

**【通信欄】**